

## 令和4年度三川町個別特定健診助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に定めるところにより、三川町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）が、三川町と特定健康診査（以下「特定健診」という。）集団健診業務または人間ドック業務委託契約を締結している健診実施機関以外のかかりつけ医等（以下「かかりつけ医」という。）で特定健診を受診した場合に、当該被保険者に三川町個別特定健診助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる特定健診)

第2条 助成対象となる特定健診は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に受診したものであること。
- (2) 法に基づく特定健診に準じるものであること。
- (3) 検査項目として、問診、身体計測（身長・体重・BMI）、腹囲測定、血圧測定、検尿（糖・蛋白）、血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・ $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）を実施すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、医師の判断により、貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット）、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査を実施すること。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) かかりつけ医等で前条に規定する特定健診を受診していること。
- (2) 年度末年齢が40歳から74歳であること。
- (3) 特定健診の受診時に三川町国民健康保険に加入していること。
- (4) 他の法令等によりこの助成金に相当する助成金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- (5) 所属する事業所等より、当該特定健診の受診に対して費用助成等を受けていないこと。
- (6) 助成対象となる特定健診を受診した年度において、町が実施する特定健診を受診していないこと。

(助成金額及び回数)

第4条 助成金の額は助成対象者1人につき、5,000円または特定健診の受診に要した費用のうち、いずれか低い額について年度内1回限り交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が行うものとする。ただし、申請者の委任があれば、代理人としてその申請を行うことができるものとする。

- 2 申請者は、三川町個別特定健診助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。
- 3 申請者に代わって代理人が助成の申請を行うときは、当該代理人は当該代理人本人であることが確認できる書類を提示するとともに、委任状（様式第2号）を添付しなければならない。

- (1) かかりつけ医等が発行する特定健診の結果通知書の写し
- (2) かかりつけ医等で特定健診を受診した際の領収書の写し
- (3) 質問票（様式第3号）

（助成の決定）

第6条 町長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに審査の上、助成金の額を決定し、三川町個別特定健診助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、申請書に記載された指定金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

2 審査の結果、助成しないことを決定したときは、三川町個別特定健診助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 三川町補助金等の適正化に関する規則第6条の2第4号の規定は適用しない。

（助成金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。